

## はしがき

わが国の中小企業は、日本経済・地域経済を支える基盤であり、雇用の受け皿として極めて重要な役割を担っています。しかしながら、わが国は急速な少子・高齢化を迎え、経営者の高齢化が進むなか、後継者の確保は年々困難となっています。

このような現状を鑑みて、中小企業庁も平成30年度からの5年ないしは10年間で事業承継の集中実施期間と考え、平成30年度税制改正において事業承継税制の改正が行われ、制度の適用対象者や猶予税額の割合の拡大などを盛りこんだ事業承継税制の特例措置を創設し、事業承継を強力に押し進めています。

本書は、その事業承継税制の特例措置につき、主に金融機関の行職員の方々に向け、制度の概要や特例措置の内容について図表等を用いてできるだけわかりやすく解説したものです。この特例措置は、贈与税・相続税それぞれで定められている制度ですが、内容についてはほぼ同様のものとなっており重複記述を避けるため各項目ごとにまとめて記述し、そのQの冒頭に相続税・贈与税の別を明記しています。

なお、本書は2章立てになっていますが、読者の皆さまが理解しやすいように、第1章において、事業承継税制を理解する前提として必要となる贈与税・相続税の基本的知識について解説し、第2章において、事業承継税制の特例措置の概要を解説するという構成になっています。

金融機関においても、中小企業の事業承継問題は喫緊の最重要課題として位置づけられており、企業として存続できるにもかかわらず、企業の実情に対する認識が不足し、事業承継の方法やタイミングを見誤り、事業承継への着手を先送りしたために後継者を確保できず結果として廃業に追い込まれるという最悪の事態は何としても避けなければなりません。

金融機関の方々には実際に事業承継の場面を迎えている取引先、また今

後事業の承継を検討される取引先への有益な情報提供および適切なアドバイスができるよう、本書をご活用いただけることを願ってやみません。

平成31年 2 月

# 目次

## 第1章 贈与税・相続税の基本 —事業承継税制の理解のために

- Q1 事業承継税制の導入背景について教えてください。  
＜贈与税・相続税＞…………… 2
- Q2 贈与税の概要について教えてください。＜贈与税＞…………… 6
- Q3 暦年課税について教えてください。＜贈与税＞…………… 8
- Q4 相続時精算課税制度について教えてください。＜贈与税＞…………… 11
- Q5 非上場株式の税務上（贈与税・相続税）の評価方法の概要について  
教えてください。＜贈与税・相続税＞…………… 14
- Q6 相続税の計算方法について教えてください。＜相続税＞…………… 20

## 第2章 事業承継税制特例措置の概要

- Q7 平成30年度税制改正の事業承継税制改正のポイントについて教えて  
ください。＜贈与税・相続税＞…………… 24
- Q8 贈与税・相続税の納税猶予制度（特例措置）の概要を教えてください。  
＜贈与税・相続税＞…………… 27
- Q9 贈与税・相続税の納税猶予割合はどのようになりますか。  
＜贈与税・相続税＞…………… 30
- Q10 納税猶予制度（特例措置）の手続の流れを教えてください。  
＜贈与税・相続税＞…………… 33
- Q11 贈与税・相続税の特例承継計画とはどのようなものでしょうか。  
＜贈与税・相続税＞…………… 36
- Q12 納税猶予制度（特例措置）の対象となる会社の要件はありますか。  
＜贈与税・相続税＞…………… 40
- Q13 先代経営者の要件はどのようなものがありますか。  
＜贈与税・相続税＞…………… 43

Q14	先代経営者「以外」からの承継は可能でしょうか。 <贈与税・相続税>……………	45
Q15	後継者の要件はどのようなものがありますか。 <贈与税・相続税>……………	48
Q16	後継者が複数いる場合の要件について教えてください。 <贈与税・相続税>……………	50
Q17	すでに一般措置を適用している場合に特例措置への切替えは可能ですか。<贈与税・相続税>……………	54
Q18	先代経営者が最低限贈与しなければならない株式の制限はありますか。<贈与税>……………	57
Q19	贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度の併用について教えてください。<贈与税・相続税>……………	60
Q20	贈与税・相続税の認定取消事由にはどのようなものがありますか。 <贈与税・相続税>……………	62
Q21	納税猶予が打ち切られた場合はどうなりますか。 <贈与税・相続税>……………	66
Q22	経営承継期間内における雇用確保要件について教えてください。 <贈与税・相続税>……………	68
Q23	資産保有型会社、資産運用型会社について教えてください。 <贈与税・相続税>……………	71
Q24	担保提供について教えてください。<贈与税・相続税>……………	74
Q25	後継者が株式を譲渡または贈与した場合はどうなりますか。 <贈与税・相続税>……………	76
Q26	贈与者である先代経営者が死亡した場合はどうなりますか。 <贈与税・相続税>……………	78
Q27	贈与者に相続があった場合の「切替確認」の要件を教えてください。 <贈与税>……………	81
Q28	租税回避等により特例措置を適用できない場合はありますか。 <贈与税・相続税>……………	83

■ 資料

# 第1章

.....

贈与税・相続税

の

基本

—事業承継税制の理解  
のために

.....

# Q1

贈与税 相続税

## 事業承継税制の導入背景について教えてください。

**A** 平成20年に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「経営承継円滑化法」といいます）にもとづき、議決権株式の分散を防止することにより安定的な経営の継続を確保することを目的として、平成21年度税制改正により「非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予・免除制度」（以下、「事業承継税制」といいます）が創設されました。

### 1 事業承継税制の概要

事業承継税制は、事業の継続と発展を通じた雇用確保と地域経済の活力維持を目的として、中小企業の事業承継の円滑化に資するための制度です。会社の事業承継において、経営者から後継者へ株式を贈与・相続・遺贈する場合の贈与税・相続税について納税を猶予し、後継者の死亡等一定の場合に該当した際に、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されます。

事業承継税制は創設以来、幾度かの税制改正を経て利便性が向上したものの、十分な活用がされているとは言えません。

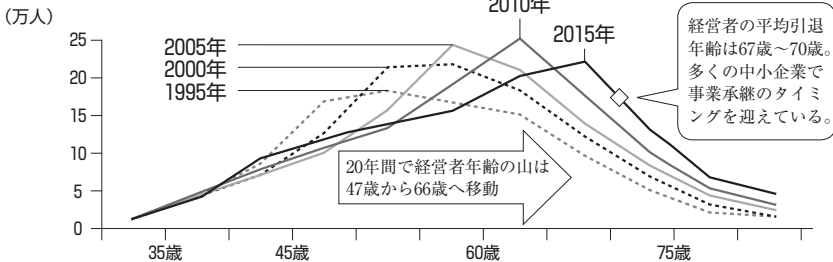
### 2 中小企業の事業承継の実態について

中小企業庁の調査によると、中小企業の経営者の平均引退年齢は、会社の規模や業種によっても異なりますが、67歳～70歳です。現在の経営者の年齢分布を踏まえると、今後5年程度で多くの中小企業が事業承継のタイ

ミングを迎えると予想されます。

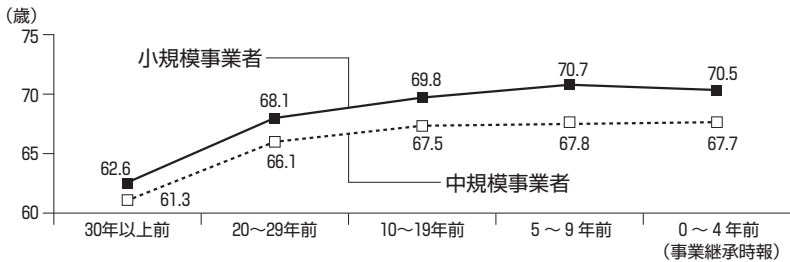
中小企業がこれまでの経営基盤を損なわないように、事業承継に向けた取組みをスムーズに進めることが、経営者と後継者のみならず、日本のこれからを左右する重要な課題なのです。

### 【中小企業の経営者年齢の分布（年代別）】



資料：中小企業庁委託調査「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」（2015年12月、(株)帝国データバンク）、(株)帝国データバンク「COSMOS 1 企業単独財務ファイル」、「COSMOS 2 企業概要ファイル」再編加工

### 【中小企業の平均引退年齢の推移】

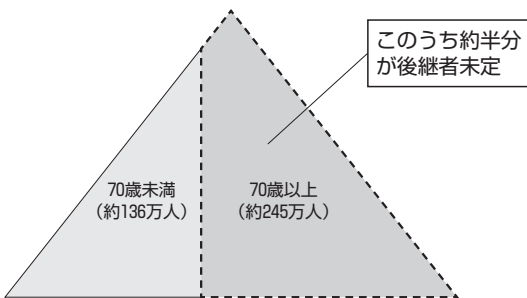


資料：中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012年11月、(株)野村総合研究所）（出典：中小企業庁「経営者のための事業承継マニュアル」より抜粋）

前頁図「中小企業の経営者年齢の分布（年代別）」によると、1995年には47歳の経営者が最も多く、20年経過した2015年には66歳が最も多くなっていますので、事業承継の場面を迎えていない会社が数多く存在していることがわかります。今後10年程度で多くの中小企業が事業承継の場面を迎えることになるでしょう。

下図からもわかるように、現状を放置すると2025年には、平均引退年齢が70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の3分の1）が後継者未定の状態になるものと考えられます。

#### 【中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢】



資料：平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

(出典：中小企業庁平成30年度「中小企業・小規模事業者関係 税制改正について」(平成29年12月))

また、経営者の高齢化の背景には後継者不足が関係しており、法人経営者の3割程度が後継者不在を理由に廃業を予定しています。

廃業を予定していると回答した中小企業のうち、4割を超える企業が「今後10年間の事業の将来性について、事業の維持、成長が可能」と回答しているにもかかわらず、後継者の確保ができずに廃業を選択せざるを得ない状況に陥っている実態があります（上記「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」7頁・図8「今後10年間の事業の将来性（類型



---

## よくわかる 事業承継税制特例措置 Q & A

---

2019年3月15日 初版第1刷発行

著 者 梶 原 章 弘  
高 中 恵 美  
深 川 雄  
発 行 者 金 子 幸 司  
発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

---

表紙デザイン／bookwall

制作／岡本 彩 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

---

©Akihiro Kajihara, Megumi Takanaka, Yu Fukagawa 2019 Printed in Japan ISBN978-4-7668-3398-0

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。